

南砺市農業委員会第20回総会会議録

- 1.招集日時 令和 7年 2月 5日
- 2.開会時刻 令和 7年 3月 4日 午後1時57分
- 3.閉会時刻 令和 7年 3月 4日 午後4時24分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 16名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	欠	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	欠	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	欠	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	欠
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第86号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第87号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第88号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第89号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 第3 協議第17号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

- 協議第 18 号 農地の賃借料情報について
協議第 19 号 令和 7 年度南砺市農作業標準料金について
第 4 報告第 25 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について
報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由
里、主査 高田 賢寿、主任 内山 葵

9.会議の概要

事務局長

確定申告が行なわれておりまして、駐車場が混雑しておるような状況でございましたが、皆様お疲れ様でございます。定刻より少し早い時刻ではありますが、出席予定の方が全員揃われましたので、ただ今より第 20 回南砺市農業委員会令和 7 年 3 月の総会を開始したいと思います。

先月、春一番があつてから一週間ごとに寒暖を繰り返してまして、今週は寒い 1 週間となりそうでございます。徐々に暖かい春が近づいておりまして、富山県の桜の開花予想は 4 月 1 日だそうでございます。さて、1 月末の衆議員予算委員会で農林水産大臣が水張りの要件を求めないと発言されてまして、いろいろ報道されているところでございます。このことにつきまして、2 月 13 日に北陸農政局富山県拠点の漆間参事官が水田政策の見直しの方向性について庁舎に説明にこられたところでありまして。説明によりまして、これまで農林水産省の政策はトップダウン的にこの政策はこうです、こういうふうに取り組んでくださいという方針だったものが、今回の江藤農林水産大臣の発言から水田政策を令和 9 年度から抜本的に見直す検討を本格的に開始するという意見を聞きながら政策を見直すという方針になった、そういうものになったとのこと。また、食料農業農村計画案では、これまで食料の自給率が目標に届いたこともなく、批判の対象となっておりましたけど、今回から食料自給力の確保として取り組まれるそうでございます。お米の値段でございますけれども、農林水産省が発表している令和 6 年産の全国の銘柄平均ではあります。令和 7 年 1 月までの相対価格は 1 俵あたり 25,927 円で富山県産コシヒカリは 1 等 1 俵あたり 25,138 円で昨年産米より 9,196 円高くなっているところでございます。

それでは総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数 20 名中 16 名が出席されております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定される定数に達しておりますので、総会が成立したことをここにお知らせいたします。会議開始にあたりまして岡村会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

大変おつかれさまでございます。本日は、令和 6 年度の最後の総会でありまして。令和 6 年度につきましては、地域農業の将来像を作る重要なことで地域計画の策定、目標地図の素案作成とか農業者との話し合いもいろいろ進めてきたところでありまして。本当に各位にはお忙しいところおつかれさまでしたと申し上げたい。今後は、令和 7 年度以降につきましては、地域計画の実現に向けて私共農業委員会として地道な活動が求められているのかなと考えているところです。6 年度は本当におつかれさまでした。

実は、ちょっと目を通された方もあるかと思いますが、県下的にも滅多にな

い5条の転用申請が出ております。これは県下的にも注目をされています案件かなと思っていますので、慎重審議をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の第20回の農業委員会を開催いたします。

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は、2番委員、4番委員の2名の方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは議事に入ります。

議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第85号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回7件の申請がありました。田で18筆 17,360㎡ 畑 4筆 384㎡
計22筆 17,744㎡です。

受付番号1番です。

譲受人は、〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、畑1筆 198㎡でございます。理由につきましては、地元にいる親族が野菜を作るために譲り渡すものということで、譲渡人と譲受人はご親戚ということですので。遠くにお住まいの親戚の農地を地元いらっしゃる譲受人がこれまでもずっと管理しておられたということで、今回ずっと世話をしてきました譲受人に正式に名義を移して今後も野菜づくりをしていきたいということで申請があがったものでございます。

受付番号2番です。

譲受人は〇〇〇〇営農組合さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田2筆 5,593㎡でございます。理由につきましては、耕作者に譲渡すものということでございます。申請地は、これまでも譲受人であります営農組合さんが正式に利用権をかけて耕作されていた土地でありまして、今までは借りていたのですが、今回譲受人さんの申し出により所有権も移して耕作することにいたしました。

受付番号3番です。

この組合わせの案件は先月もあがっていたのですが、今回ほかの農地でまた申請があがってきたものです。譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田3筆 495㎡ 畑1筆 99㎡ 計4筆 594㎡でございます。理由につきましては、経営規模の拡大ということでございます。先月も同じ譲受人と譲渡人の案件がありまして、なぜバラバラなのかなという話なのですが、実は前回まではこの土地につきましては、別の方があが取得される話になっていたようで、前回の申請地には入っていなかったのですが、その後いろいろありまして、結局今回の譲受人のほうで耕作していくということになったそうです。バラバラにはなりましたが、前回同様譲受人が耕作していきたいという申請でございます。

受付番号4番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田1筆 634㎡ でございます。理由につきましては、仲間田の解消ということでございます。位置図を見ていただきますと、申請地として色付

けしてある上の部分と1枚の田んぼになっておりまして、仲間田という状態があります。実際は、譲受人が耕作しているということで、名義も譲受人に変えて仲間田の解消をしたいという案件です。

受付番号5番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田1筆345㎡でございます。理由につきましては、経営規模の拡大ということでございます。譲受人は今はお勤めで、もともとご自身の農地を耕作しておられたのですが、このあと退職されましたら、農業に力を入れていきたいという思いがございまして、今回の申請地を取得されるとともに、このあとの案件でも出てくるのですが、いろいろと本格的に農業をされる準備を進めておられる段階です。

受付番号6番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田1筆1,620㎡でございます。理由につきましては、耕作者である法人の構成員に譲渡すものということでございます。申請地は〇〇営農さんで耕作をしておられるところで、〇〇営農の構成員であります譲受人がこちらの農地を取得して、今後法人の一員として申請地を耕作していくということです。以前にもありましたけれども、3条の場合は、自分で耕作するというのが原則ではありますが、今のように法人と利用権設定をして耕作してきた農地を構成員の人が取得するというのは、農地法の処理基準のほうで認められたおありまして、今回それに基づきまして申請を受理させていただいたところでございます。

受付番号6番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田1筆1,620㎡でございます。理由につきましては、耕作者である法人の構成員に譲渡すものということでございます。申請地は〇〇営農さんで耕作をしておられるところで、〇〇営農の構成員であります譲受人がこちらの農地を取得して、今後法人の一員として申請地を耕作していくということです。以前にもありましたけれども、3条の場合は、自分で耕作するというのが原則ではありますが、今のように法人と利用権設定をして耕作してきた農地を構成員の人が取得するというのは、農地法の処理基準のほうで認められたおありまして、今回それに基づきまして申請を受理させていただいたところでございます。

受付番号7番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田10筆8,673㎡ 畑2筆87㎡ 計12筆8,760㎡でございます。理由につきましては、農業経営移譲ということで農業者年金の関係でございます。譲受人と譲渡人は親子でありまして、譲渡人が10年ほど前に農業経営を息子さんに譲って経営移譲年金を受給されているのですが、今回その契約期間が満了するというので、改めて今回再設定をするものであります。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 85 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 86 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 86 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 2 件の申請があり、すべて畑で 2 筆 931 m² です。

住宅敷地	1 件	畑	1 筆	171 m ²
複合施設用地	1 件	畑	1 筆	760 m ²
計	2 件		2 筆	931 m ²

受付番号 1 番です。

申請人は〇〇〇〇さんで、申請地は畑 1 筆 171 m²です。転用目的としましては、住宅敷地ということです。平成元年に申請人の亡くなったお父さんが農家住宅を新築された際に、申請地にはみ出して建築してしまったということで、いわゆる無断転用の是正申請になります。農家住宅は今後も住み続けるため必要ということで、正式な手続きを今回されるものです。

農地区分につきましては 1 種農地、許可基準は既存地拡張ということで判断しております。

受付番号 2 番は後程 5 条と併せて説明・審議することといたします。

議長

1 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

それでは、議案第 86 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、1 番の案件に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 87 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 87 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請があり、田 96 筆 161,426 m² 畑 17 筆 18,465 m² 計

113 筆 179,891 m²です。

コンテナ置場	1 件	田	1 筆	2,545 m ²
住宅敷地	1 件	田	1 筆	75 m ²
複合施設用地	1 件	田	94 筆	158,826 m ²
		畑	17 筆	18,445 m ²
計	3 件		113 筆	179,891 m ²

受付番号 1 番です。

令和 6 年 10 月の除外案件です。

譲受人は有限会社〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんです。申請地は田 1 筆 2,545 m²です。譲受人は廃材コンテナ事業の拡大により既存の置場が手狭になり支障をきたしているため、コンテナ置場を新たに設けるものです。SDG's じゃないですが、環境に配慮した事業展開の指導を県から受けて、廃材の焼却だけでなく鉄製のコンテナを扱う事業への転換を計ってきた中で、地震などもあり需要が高まって処理量が増えたため置場が不足したものです。申請地には新たに 200 基のコンテナを置けるスペースとして計画されております。台数とかサイクルの管理をしないといけにるので、平積みで並べて置くため、結構なスペースが必要となっています。

農地区分につきましては 1 種農地、許可基準は既存地拡張ということで判断しております。

受付番号 2 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんで親子であります。申請地は田 1 筆 75 m²です。転用目的につきましては住宅敷地ということです。譲受人は現在アパートで奥さんとお子さんで 3 人で暮らしています。子供がまだ生まれたばかりなので、譲受人の家族の協力を得ながら子育て・生活をするために、実家の空きスペースに家を新築する計画を立てたのですが、宅地の敷地内でおさまらなかつたため、不足する分を申請するものです。

農地区分につきましては 1 種農地、許可基準は集落接続ということで判断しております。

受付番号 3 番は後程 4 条と併せて説明・審議願います。

議長 1 番及び 2 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 それでは、議案第 87 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、1 番及び 2 番の案件に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、議案第 86 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 番及び議案第 87 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 番の案件について事務局からの議案の朗読及び担当課からの説明を求めたいと思います。

事務局 =議案第 86・87 号について議案書をもとに朗読=

担当課 =議案第 86・87 号について資料をもとに説明=

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 関係する土地改良区や用水管理者との協議事項はどうなっていますか。

担当課 地元の土地改良区や管理委員会さんとは常日頃から協議をさせていただいておりまして、特にパイプラインの入っているところにつきましては、資料をいただいているので、間違っても現地で管を破るようなことのないように業者にも周知しています。

〇〇委員 協議済ということですね。

担当課 はい、同意書もいただいております。

〇〇委員 水の問題があると思いますが、上流用水とか水はいただくずにやるということですか。

担当課 農地を農地のまま利用する農村公園に位置づけて市が農地を所有するものですから、そこについてはこれまでどおり水を使わせてもらえます。これまでの地権者と同じ扱いをさせていただくということです。それ以外のところは雨水とか水道水を活用されるそうです。農地以外のところは用水は使わせてもらえませんので。

〇〇委員 最後に雇用の話があったかと思うのですが、地元の方を優先して雇用するとかあるのですか。

担当課 地元の方で採用したいというのは聞いています。ですから、それについては来ていただけるものであれば、今人材不足ですし、手を挙げていただければ私どもからも地元からの採用をお願いしていきたいと思っています。

〇〇委員 食とかショップとかいろいろなお店を出す予定があると思うのですが、当市は農家さんが多く野菜とか栽培しているんですけども、朝市とかそういったものという検討はないのですか。

担当課 自分のエリアのところで獲れた野菜やお米を売るというのは想定されています。周辺の農家さんが収穫したものを売るかどうかはこれからの検討材料かなと思っています。

〇〇委員 キャンプされる方は重宝されるのかなと思うのです。

担当課 普通のキャンプ場に行ったら、だいたい野菜とおにぎりのセットとかありますので、周辺の農家さんの協力は必須だと思います。

〇〇委員 体験の水田があるからそこは当然農機具を使うだろうし、そういう農機具を置いたりする管理棟みたいのは作るのですか。

担当課 バックヤードみたいのものや農機具格納庫は作る予定です。

- 〇〇委員 総事業費はどんなものなのか。
- 担当課 正式な発表はありません。
- 〇〇委員 地元負担はあるのか。
- 担当課 ないです。我々行政は、インフラの整備はもちろんさせていただきます。上下水道とか道路とかはお手伝いしますが、敷地内の造成とか建築についてはすべて事業者さんでされます。
- 〇〇委員 真ん中に川が通っていますよね。私もよく分からないのですが、これだけのものを建てたら、生活排水や汚水とか一切川には落水しないのでできるものなのですか。
- 担当課 はい、公共下水道を整備する予定でありますので、すべての雑排水とか汚水については、公共下水道につながさせていただきます。
- 〇〇委員 この敷地に対して一時的に雨水を溜めるところありますよね。これって溢れたらどこへいくのですか。
- 担当課 水を綺麗にリサイクルして、例えば浄化槽みたいな役割のものがあるんですけども、浄化して綺麗になった水を例えばトイレの流す水に使ったり、水を循環させるようなことを考えておられます。ですから循環する水が溢れたらというのは雨水を受けすぎて溢れたらという意味ですよ。
- 〇〇委員 そうです。
- 担当課 そのときは雨水は受けずに循環している水だけでやりくりします。雨水はすべての側溝に基本的には流れますので、ずっと下流の一番大きい調整池で1回調整してオリフィスを経由して川に入るというルートがエリアの中に必ずあります。
- 〇〇委員 川の用水を使って育苗する施設が結構あるので、排水がどこから流れて汚染されたとか、建てたあとからどうのこうのっていうことだけは無しにしてほしい。
- 担当課 事業者さんは環境にも配慮した施設を作りたいというふうにおっしゃっていて、それをしっかりと数値化しないと地元の方も納得されないと思いますので、工事に入られる前に環境調査を先にやってもらってます。その数値が工事が終わったり、毎年調査のほうはしてもらいますが、公園オープンして何年後かに必ずその数値が過去のものより良くなったというものを提供しますとおっしゃっていますので、それはもう明らかな数値として表れてきますので。〇〇川が濁ってどうもできんようになったということにならないように行政としてもしっかり注意をしていきたいと思っています。
- 〇〇委員 これだけ広いと除草対策はどうされるのか。
- 担当課 草刈りですよ。本当にそれが一番の課題かなと思ってまして、3つくらい

の在所で手分けして草刈りをやっているところなんです。一つの用水だけで軽トラック 10 杯分くらい枯葉が落ちてたというようなことも説明はしていません。この春に雪が溶けたら、今年 1 回だけ手伝ってあげると地元の方に言っていただいていますので、3 月なのか 4 月なのかちょっと日の調整はしますが、地元の方と一緒に事業者さんも来て一緒に江ざらいをするという予定にはなっています。

〇〇委員 江ざらいもいいんですが、除草剤を大量にまいたりとかそんなことだけなら
ないように。

担当課 基本的には環境に配慮したエリアにしますので、基本的には薬剤を散布する
ということは頭にはないです。それがほんとに草刈りだけでできるのかというの
は心配なんです。除草剤をまいた方が本当は楽なのですが、それは考えてお
られないのです。おそらくマンパワーで草刈りのほうをされて綺麗にするんだ
ろうなと思っています。

〇〇委員 期待しましょう。

〇〇委員 この地図を見ると、何町歩も木を植えるとなっているが、私共農業委員会は
前から優良な田んぼに木だけ生やすなど地域パトロールしてるんですよ。これ
は、全く私共の活動と逆行していて、優良な田んぼに杉の木か知らないけど木
を植えるというのはちょっと納得できない気がするんだけど、そこら辺かっこ
いい林にでもするんですか。

担当課 雑木が生えたような林をイメージしてるのではなく、例えば子供たちがそこ
のエリアに行って、草とか木とかに集まってくる昆虫とかを観察できるような
体験の場所にもしたいと考えています。

〇〇委員 整備された林地にするということですか。

担当課 もちろんそうです。今そこはおっしゃられるとおりの田んぼですので、木は植
えてないエリアがほとんどです。そこをしっかりとゾーニングして木を計画的
に植えます。

〇〇委員 管理された林ですね。

担当課 はい、もちろん管理された林をイメージしてます。

〇〇委員 植えてほっかりつけの林にはならないんですね。

担当課 そうです。

〇〇委員 それにしたって杉の木を植えるのはちょっと。

担当課 杉の木のような針葉樹を植えることはないと思います。広葉樹です。

〇〇委員 そうなんです。

- 〇〇委員 たくさんの車が来るようになると、その淵で農家の人たちが邪魔になる、そんな感じにはならないですね。
- 担当課 道は整備する予定にはなっています。それは今回の計画のためではなくて、スマートインターが開通するときにはその道はちゃんと広げないといけないということでその計画が少し上位にあがってきましたので、来年度からいろんなところを開業にあわせて、5年以上かかるかもしれませんが、拡張の予定であります。
- 〇〇委員 書類が整っていて、地域の発展とか雇用創出とかそういうことがあれば、最後は止む無しという整理の仕方にならざるを得ない。結局は転用後ですよ、10年経ったらゴーストタウンになっていたということにならないように大成功してもらわないと困る。民間は簡単にそういうことをする。市の職員に言っても仕方ないことだが、農業委員会としてはつくづくそう思います。
- 〇〇委員 冬の除雪はどうするのか。結構雪が積もるところだが。
- 担当課 除雪されて、冬山キャンプみたいなことも計画されています。宿泊棟からの冬の景色を楽しみながら一晩過ごせるようにもするそうです。雪と親しむような体験とかも考えておられます。今現在も自然体験みたいなものがありますけど、そういったもの活用していくそうです。ですから1年を通してお客さんに遊びにきてもらえる施設を目指しておられます。
- 〇〇委員 周辺にスキー場もあるからね。
- 担当課 そうですね、スキー場とも連携はしていかないといけないと思います。
- 会長 非常に規模が大きいので、今後県の担当者や農業会議の方、近隣市の会長さん2名と現地確認をして、県の常設審議会に諮られる予定となっています。
- 議長 ほかに、何かご意見、質問等ありましたらお願いいたします。
- (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので採決をとります
- 議長 議案第86号農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番及び議案第87号農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番の案件について賛成の方は挙手を願います。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。
- 議長 続きまして、次の議題へ進みます。
- 議長 議案第88号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 88 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 1 件の申請がありました。田 6 筆 2,652 m² で面積に変更はありません。譲受人も譲渡人も変更がなく、転用目的が変わっています。転用目的自体も注文分譲住宅敷地ということで変更はないのですが、隣接する宅地を利用する計画から隣接する宅地を利用しない計画に変わったということで、利用する面積が変わったために配置や区画、その他公園等に変更が生じたものです。

議長 この件について、何かご意見、質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります

議案第 88 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 89 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 89 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 2 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、290 件・546 筆の申請がありました。面積は、田 1,018,504.83 m² 畑 100 m² 計 1,018,604.83 m²です。今回議案の入力をしてから 1 件なくなったもので、欠番が 1 件あります。それが 243 番です。なので、通し番号としては 291 番までありますが全体の件数としては 290 件になります。前回相対の申し出はこれで最後と言ってましたが、どうしても間に合わせたいものがありましたので、1～4 番までが相対による契約で、5 番以降が農地中間管理機構を利用した契約となります。次回からは中間管理機構を通したのもののみになります。流動化率は前回より微増の 64.09%です。

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの件についてご意見・ご質問のある方よろしく申し上げます。

〇〇委員 賃借料が 0 円になっているのがあるが。

事務局 契約上は 0 円にしているが、実際は耕作者さんに直接払っておられます。もともとは中間管理を通して定額で契約して、差額分を自分で払っていたのですが、契約件数が増えてきたらそれも大変になってきて、0 円にさせてほしいとなった。一応 0 円は好ましくないとは言っているのですが、こちらの法人は自分で賃借料計算して、各家に今年はこの金額になりましたというのを配ってお

られるので、そんなにトラブルはないかなと思っています。

〇〇委員 0円ではないんですね。

事務局 はい、そうです。

議長 ほかに、ご意見・ご質問のある方よろしくお願いします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 89 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして協議事項へ進みます。

協議第 17 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

=協議第 17 号について議案書をもとに朗読・説明=

事務局 今回 1 件の申請がありました。

除外の受付番号 1 番です。

願出者の方は〇〇〇〇さん、譲受人は孫の〇〇〇〇さんでございます。

願出地は 73 m²の田で用途は分家住宅ということです。既に農機具格納庫が建っているところがありまして、そこを壊してそこから申請地にはみ出すような形の分家住宅を建てたいという案件です。申請地は田ではありますが、畑として長年利用してこられたところだそうです。息子さんは結婚されてやがてお子さんが生まれられるとういうこと今回の申請となったそうです。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

協議第 17 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

次の協議事項へ進みます。

協議第 18 号 農地の賃借料情報について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 18 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

2月25日に9名の委員さんで構成される小委員会を開催しまして、そちらの方で今回の総会にかけの案件としてご審議いただきました。

毎回申しておりますが、賃借料情報です。昨年動いた実際の数値を集計してあげております。実際の数値なのでこれを参考にしてくださいというものです。

調査件数は数だけみますと増えていっているようになってはいますが、その年の契約の流れとかありますので、動きが見て取れるのかなと思います。

議長

協議第 19 号 令和 7 年度南砺市農作業標準料金について、事務局より議案の朗読と説明も併せて求めます。

＝協議第 19 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

17 ページから 26 ページまでが毎年農業会議で算出されています改定のもとになる資料です。取り扱い注意をお願いします。これのもとが 16 ページの令和 6 年度～8 年度となっている数字が今年度農業会議が出された資料です。令和 7 年はだいたい 4%前後あがっている数字を出してはおられますが、農業会議は今回は改定の指導はしないと、現行の令和 6 年～8 年のものでいきますというご案内を受けています。南砺市としましては、近隣の市町村も改定はされないと伺っています。そう受ければ南砺市も変えなくていいのかなという気も一瞬していたのですが、令和 6 年度に改定した市町村が結構ありまして、だいぶ農業会議の単価に近づいた形になっています。南砺市も本来 3 年の規定で変えないと言いながら 3・4・5 年と 3 年連続で上げているようなところですが、ただ、その上げも県下の状況とか農業会議の様子を見ながらということで、昨年度あげたとは言いながら、ここに書かれているものよりも低いものを参考にしているということがありまして、参考として平均値とありますが、こちらのもを今回基準にして概ね 5%とか数値があがっているところは上げればどうでしょうかということで、令和 7～9 年としてそれぞれ上げるという方向で明記させていただきました。小委員会でもだいぶご審議いただきました。直播というところは県下にサンプルがないため、過去の方も苦労されたんだろうけど、今回上げる要素はあると思うのですが、何を基に上げればいいのかという思いもありまして、農協さんに聞いても 1 農協だけが逆にうちのデータをもとに割り出したものを持っておられました。上げるなら上げるで何を基にあげればいいのかというのがありますし、小委員会でもお話聞かせていただきましたが、直播になると田植え機タイプのものでやるのか、トラクターでやるのか、また起こさずに撒くのか、最近ですとドローンとかも出てきてるといろんな手法があってどうするのか、ここではコーティングということで田植え機タイプのもを載せていたと思うのですが、というようなことをいろいろご審議いただきまして、特に明確化できないものであるし、ニーズというかころえを気にされる方もそれほどいないのではないかなということも合わせまして、今後はこの表記を消すということをお話をいただいております。当然何か聞かれれば、上がる方向だというお話はお返事としてしなくちゃいけないかなと思っております

が、あえて表記できないのではないかなということで見え消しになっております。もう1点は苗です。

完成苗、出芽苗ありますけど、ことらも県下でいうと3自治体くらいしか出てなくて、これもどうあげればいいのかというようなお話で、一律5%というような話もしたのですが、その辺は小委員会の委員さんの中で上げ幅は慎重にしないといけないのではないかなということでご検討いただきまして、ここではそれぞれ20円ずつあがった状態で表記させていただいております。基本的には、県下の自治体の欄を見ながらあげておりますが、今言った2点は小委員会でもかなり悩んでいただいて時間がかかった部分であったかと思いますが、こういった形でこの総会でお諮りいただきたいと思っています。

議長 ではまずは賃借料情報の案件について、ご意見・ご質問のある方よろしくお願ひします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります

協議第18号 農地の賃借料情報について賛成の方は挙手を願ひます。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、農作業料金の案件について、ご意見・ご質問のある方よろしくお願ひします。

〇〇委員 油のことは考慮してありますか。

事務局 考慮と言いますか、ほかの市町の価格を見てあげております。当然油はこれの中に入っているという計算にはなっています。

資料の23ページに農業会議の算定資料ということでトラクターや田植え機の考え方がのっています。減価償却があたり変動費ということで燃料費があがっています。その他人権日などをトータルに考えてさきほどの金額になっております。ただ、今回農業会議は上げないという意見ではあります。

南砺市の立場からすると、これに近づけるという意味で上がるという意味では燃料費も考慮しているという間接的な感じかもしれませんが、込みのことです。

〇〇委員 計算の仕方に問題はないと思うんだけど、油の値段が変動しすぎているものだから、どこの時点の油代をとっているのかと思って。来年以降も今の高値でいくのか、ちょっとまた安くなっていくのか分からないから弱ったなと思っています。実際、油代がたかさんかかったのは間違いないと思います。

結局どうしているかという、3~4か月に1回計算しなおすやり方をしている。これは1年ですよ。どれがいいかは言えないけど。

事務局 決してこれでやりなさいというものではありませんので。ただ出すと当然影響は大きいのですが。

〇〇委員 いいんですが、そこらへんの考慮が難しいなと思ったもので。ま、参考だから仕方ないけど。

〇〇委員 これも広報にのるんですよね。見え消しは空欄になるのか。

事務局 削除します。欄がなくなります

〇〇委員 ただ事務局には田植え機型の直播はこの価格だぞということは聞かれたら答えられるように、事務局ではもっているということ。

議長 ほかにこの案件について、ご意見・ご質問のある方よろしくお願いします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります

協議第19号 令和7年度南砺市農作業標準料金について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

報告第25号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務局より説明を求めます。

=報告第25号について議案書をもとに朗読・説明=

事務局 今回〇〇地域で2件の申請がありました。田2筆 198㎡です。
1番の案件です。
先ほどの3条の申請のあった方と同じ譲受人、譲渡人になっています。3条の申請地の下の小さい台形の農地に、随分前から現所有者の方が総2階の農機具格納庫を建てておられまして、現在に至っているということだそうです。いわゆる無断転用の状態なわけですが、ここを譲受人が、先ほど3条のほうでお話がありましたとおり経営規模拡大されるということで、これから農機具格納庫として利用したいので、是正申請されるために軽微変更の申請をされたものです。
2番の案件です。
今ほど説明しました農機具格納庫が建っているという軽微変更の1番の案件と3条の申請地との間に用水が流れていまして、石垣積みのものでもう何十年経っているか分かりませんが、今回その部分を分筆して土地改良区の用水というふうに切り分けて農業用水路ということに変更したいという案件でございます。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 26 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 106 件の届出がありました。面積は、田 275,229.24 m² 畑 9,249 m² 計 284,478.24 m²です。

1 番は、任意の集落営農組織で耕作するために合意解約されたものです。

2 番は、3 条申請するために合意解約されたものです。

3 番～17 番は、5 条申請するために合意解約されたものでございます。

18 番～19 番につきましては、3 条申請するために合意解約されたものです。

20 番～25 番は、5 条申請するために合意解約されたものでございます。

26 番～27 番は、自作するために合意解約されたものでございます。

28 番～31 番は、任意の集落営農が耕作するために合意解約されたものでございます。

32 番～33 番は、同じ条件で担い手替えをするために配分側のみ合意解約されたものでございます。

34 番～39 番は、担い手を変更するために合意解約されたものでございます。

40 番～43 番は、換地後の地番で再契約するために合意解約されたものでございます。

44 番～47 番は、担い手を変更するために合意解約されたものでございます。

48 番～71 番は、農地中間管理機構通しの契約にして担い手を変更するために合意解約されたものでございます。

72 番～101 番は、農地中間管理機構通しの契約に変更するために合意解約されたものでございます。

102 番は、農地中間管理機構通しの契約にして担い手を変更するために合意解約されたものでございます。

103 番は、農地中間管理機構通しの契約に変更するために合意解約されたものでございます。

104 番～106 番は、農地中間管理機構通しの契約にして担い手を変更するために合意解約されたものでございます。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局 ・地域計画 2/14 まで意見聴取 2/20～3/5 縦覧期間 3/6 公告予定
・3/12 農業委員等研修会開催の出欠本日まで

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和 7 年 3 月 25 日 (火) 午後 2 時から、場所は南砺市役所 302

会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第20回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後4時24分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長